

## Sub; 【MBG ニュースレター】12月決算の会社における年次株主総会の開催延期を認める

### Main;

COVID-19の影響により、2019年12月31日を決算日とする会社のステークホルダーから、社会的距離（Social Distancing）やそれに伴う制限を遵守しつつ、年次の株主総会を物理的に開催することは困難であるとの要求を受け、インド企業省（MCA）は2020年4月21日、通達No. 18/2020を発行し、当該会社に対する株主総会の開催期間の延長を下記のように特別に認めることを発表しました。

	現行の規定	通達No. 18/2020による特別措置
1.	「2013年会社法」第96条において、すべての会社の年次株主総会（ただし、第1回目の年次株主総会を除く）は決算日から6ヶ月以内に開催し、また、前回の年次株主総会の開催日から15ヶ月を超えてはならないと規定されている。	2019年12月31日を決算日とする会社の年次株主総会は、2020年9月30日までに開催すれば良いことが特別に認められた。 *これにより、最大で3ヶ月の延長が可能となる。

The complete text of the circular may be viewed at below link:

[http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Circular18\\_21042020.pdf](http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Circular18_21042020.pdf)